

日本民間教育研究団体連絡会規約

- 一 (名称) この会は日本民間教育研究団体連絡会(略称・民教連)という。
(英語名 Japan Federation of Non-Governmental Educational Association(JFEA))
- 二 (目的) この会は平和と民主主義をめざす教育の自主的研究運動をすすめる団体が相互に連絡交流を行い、日本の教育の進歩・発展につくすことを目的とする。
- 三 (加盟) ①この会の趣旨ならびに規約に賛同する全国的規模の民間教育研究団体は加盟することができる。
②新に加盟を希望する団体は、加盟二団体の推薦書、団体の規約等、役員名簿、機関紙誌・会報等を添えて、加盟申請書を提出する。
③世話人会は、加盟申請団体を代表者会に提案し加盟を承認し決定する。
④退会する団体は、退会届を提出し、世話人会は代表者会に提案し退会を承認し決定する。
- 四 (自業) この会の目的を達成するために次の事業を行う。
①研究会、講座、シンポジウム等の開催 ②機関紙誌の発行
③教育・文化・子育て等に関わる他団体との協力 ④その他必要な事項(運営) この会は次の組織で運営をする。
①代表者会 加盟団体の代表者で構成し、会の方針、財政等を決定し、会の事業の企画・運営を行い、各団体に連絡・交流をすすめる。
原則として月一回世話人会が召集する。
②世話人会 加盟団体から推薦された世話人若干名で構成し、代表者会の審議事項の原案を作成し、また、会の執行に当たる。月一回世話人代表が召集する。
世話人会の中に事務局、研究部、機関紙部、組織部、財政部をおく。
③(役員) この会に次の役員をおく。
- 五 ①世話人 出身加盟団体の推薦を受けて、代表者会で決定する。
②世話人代表、副代表、事務局長は、世話人の互選で決定する。
- 六 (財政) この会の財政は加盟団体の分担金および寄付金等によってまかなう。
加盟団体は年度内に別に定める分担金を納める。
会計年度は毎年九月から翌年の八月末とする。
- 七 (協賛) この会の趣旨に賛同する個人・団体は協賛会員・協賛団体になることができる。協賛会員・協賛団体は、この会の機関紙等で連絡・交流をする。
- 八

付則 一九九四年九月改正、施行する。